

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. N501Yの変異のある変異株

- 「N501Yの変異がある変異株」は、従来株よりも、**感染しやすい可能性**がある。
- 英国で確認された変異株(VOC-202012/01)、南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株がこの変異を有している。
- 英国や南アフリカで確認された変異株については、**重症化しやすい可能性**も指摘されている
- 3/30時点、国内事例678例、空港検疫123例の計801例が確認されている。

2. E484Kの変異がある変異株

- 「E484Kの変異がある変異株」は、従来株よりも、**免疫やワクチンの効果を低下させる可能性** (*1) が指摘されている。
- 南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株がこの変異を有している。

*1 この変異のみでワクチンが無効化されるものではなく、ファイザー社のワクチンの場合は、承認審査において、モデルウィルスを用いた非臨床試験を通じ、種々の変異株にも一定の有効性が期待できるが、今後も変異を注視し、引き続き検討が必要とされている。

※ 上記のほかに「N501Yの変異はないがE484Kの変異がある変異株」を、3/25時点、我が国では、1,161例（国内1,156件、検疫5件）確認している。

都道府県別の変異株（ゲノム解析）確認数等

3月30日時点

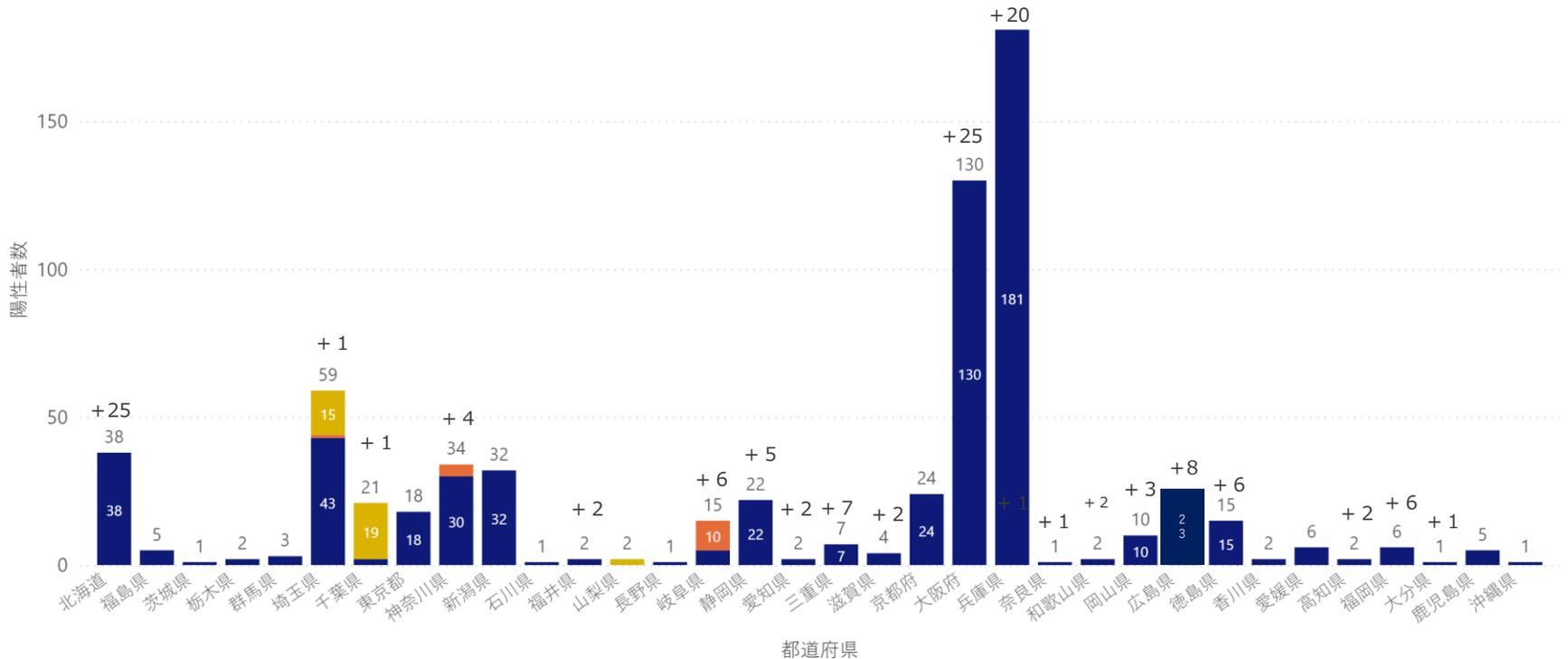
括弧内は3/24公表との比較

- 国内事例678例（+129）、検疫123例（+23）の合計801例（+152）を確認※1
- 国内事例のうち、英国627例（+126）南アフリカ15例（+2）ブラジル36例（+1）

※34都道府県（新たに福井県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、高知県、福岡県、大分県）で確認。

1：英国で確認された変異株、2：南アフリカで確認された変異株、3：ブラジルで確認された変異株

ゲノム解析結果（都道府県別） ●1 ●2 ●3



(参考) 変異株PCR陽性者数 累計1200件（+408）
（速報値）※2

※1 国内事例はHER-SYSで把握した累計を自治体へ協議した上で計上。検疫は公表日前日までに厚生労働省で把握した累計を計上。

※2 変異株PCR陽性者数はHER-SYSで把握した累計を計上した速報値であり、自治体公表の数字とは異なる可能性がある。

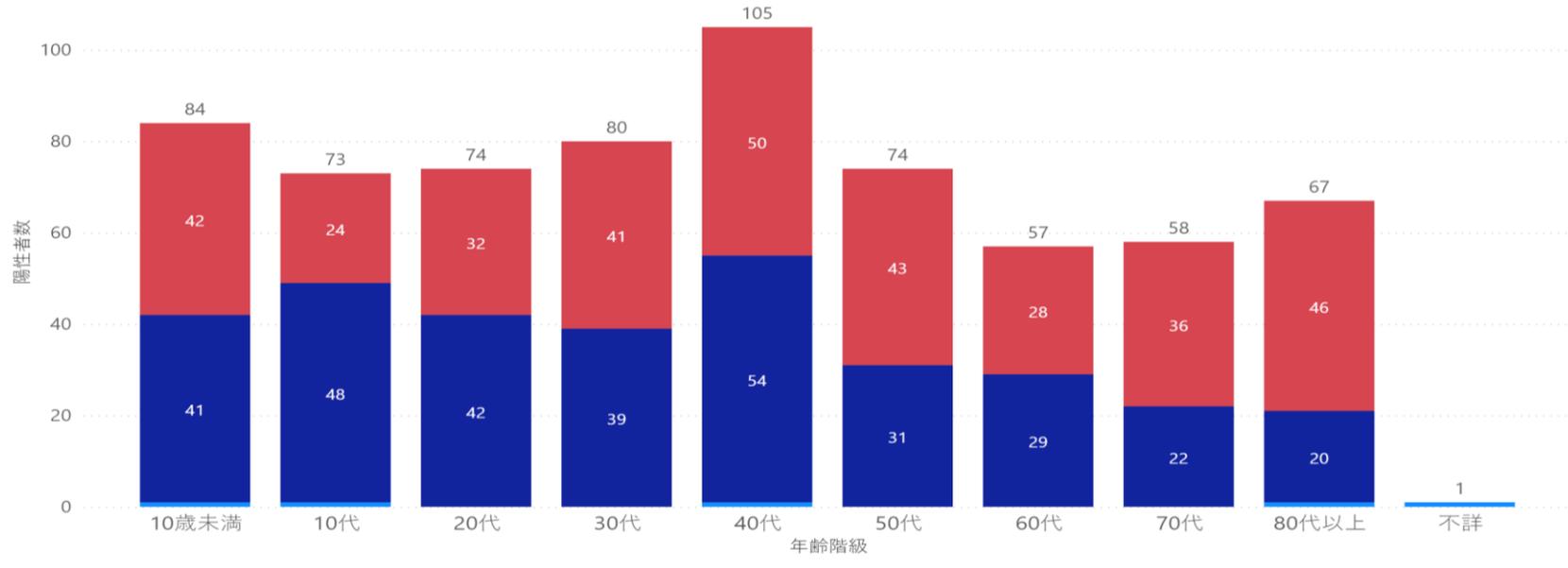
性別・年代別の変異株（ゲノム解析）確認数

【変異株（ゲノム解析）確認数】

3月30日時点

n=673

性別 ●0 ●1 ●2 0：未入力、1：男性、2：女性



【変異株（ゲノム解析）の死亡者数】

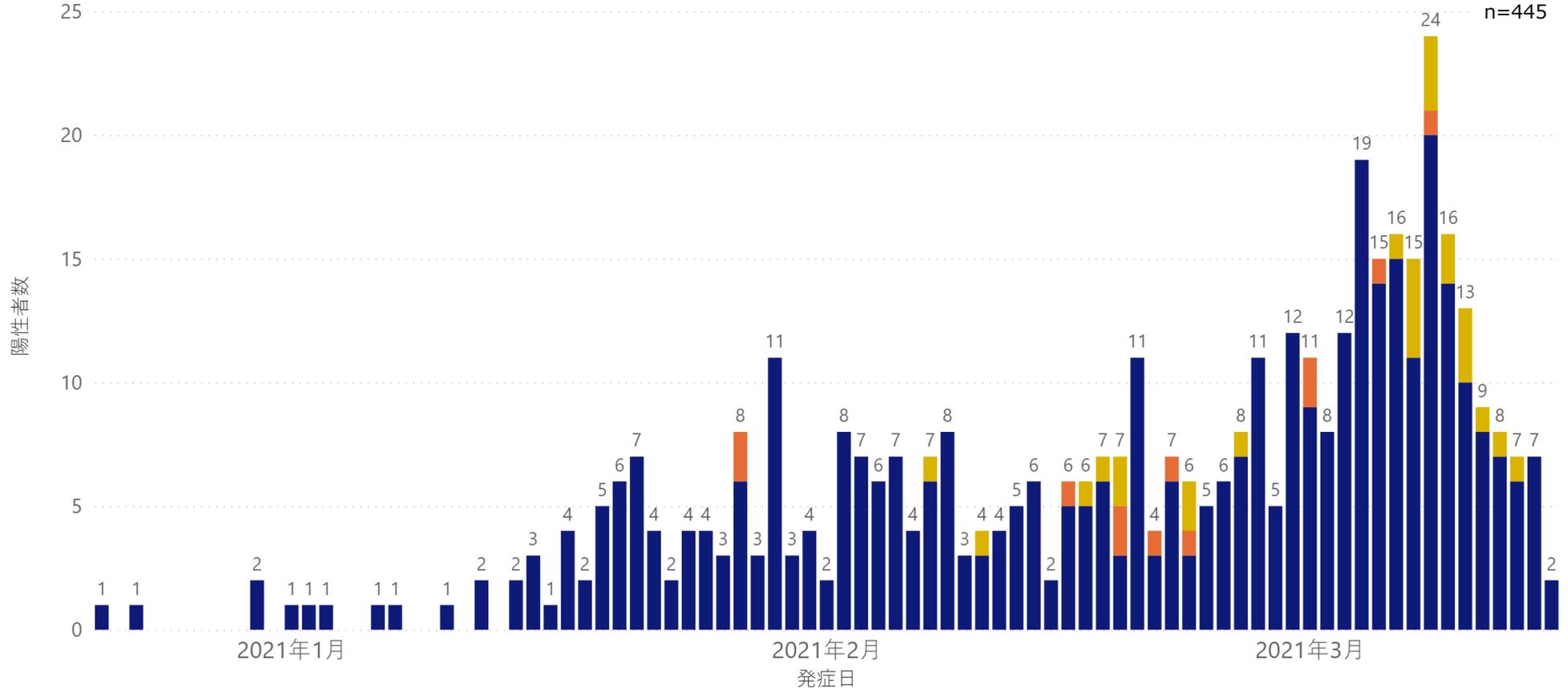
3月30日時点

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
男	0	0	0	0	0	0	1	0	4	5
女	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
計	0	0	0	0	0	0	1	0	6	7

発症日別の変異株（ゲノム解析）確認数

3月30日時点

ゲノム解析結果 ●1 ●2 ●3 1：英国で確認された変異株、2：南アフリカで確認された変異株、3：ブラジルで確認された変異株

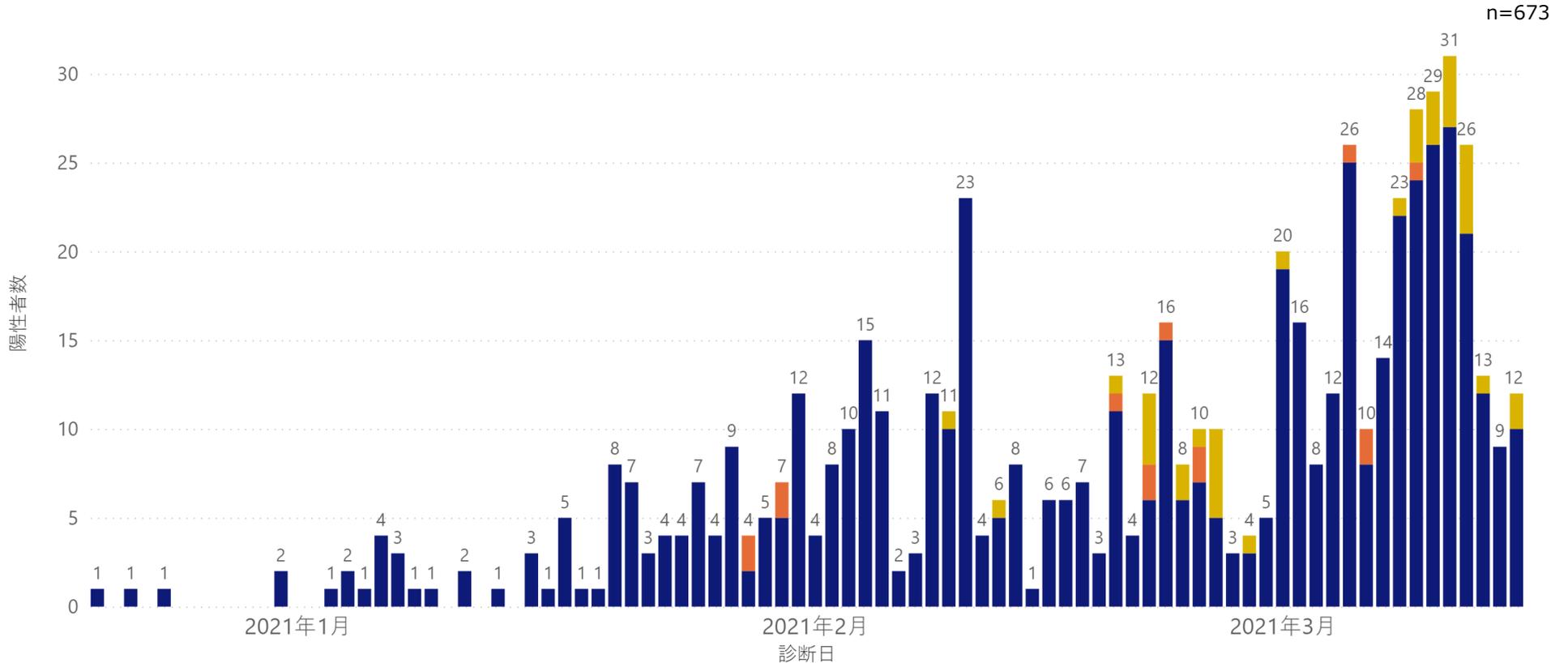


※自治体においてHER-SYSに入力があったものを集計。変異株の種別が「その他」又は未入力ものを除く

診断日別の変異株（ゲノム解析）確認数

3月30日時点

ゲノム解析結果 ●1 ●2 ●3 1：英国で確認された変異株、2：南アフリカで確認された変異株、3：ブラジルで確認された変異株



※自治体においてHER-SYSに入力があつたものを集計。変異株の種別が「その他」又は未入力ものを除く

新型コロナウイルス感染症（変異株）の監視体制（全体像）

- 新型コロナウイルスのゲノム変異の状況を把握するため、国立感染症研究所において、国内の陽性検体についてゲノム解析を実施（※1）するとともに、変異株のリスク評価・分析を実施している。

※1）新型コロナウイルス約3万塩基の全てを決定する必要があるため解析に数日以上要する。

- 変異株のリスク評価・分析結果に応じて、以下の取組を実施。

- (1) 感染性が増していることが懸念される変異株については、迅速に対応につなげるために、

- 変異株スクリーニングを実施（自治体で全陽性患者数の40%分の検体を目処に変異株PCR検査（※2）を実施。）
- 変異株が確認された自治体については、可能な限り抽出割合を上げて変異株スクリーニングを実施
- 国立感染症研究所、地方衛生研究所等においてゲノム解析を実施

※2）変異株疑い患者を数時間で判別

- (2) 免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている変異株やその他の株

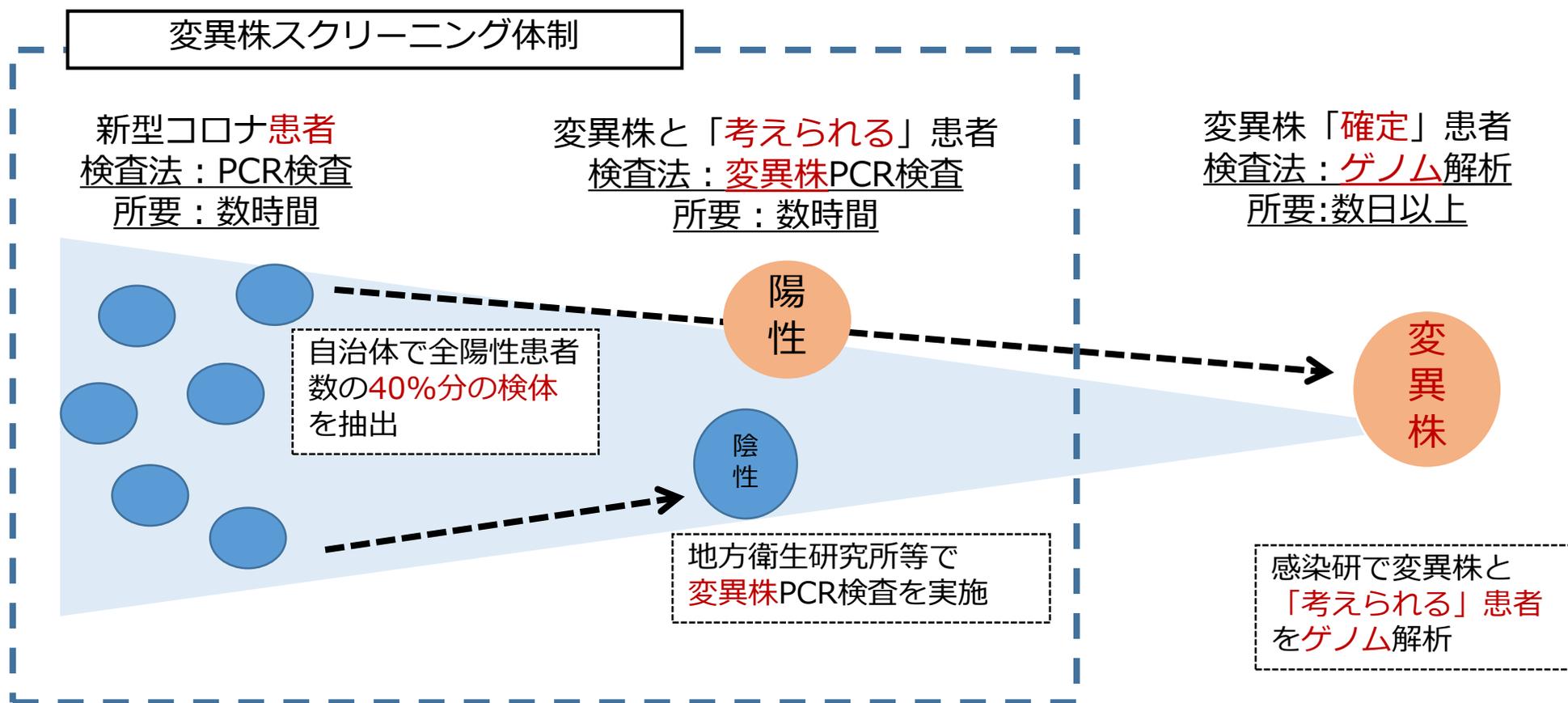
についても、迅速に発生状況を把握する必要がある場合に備え、

- 国立感染症研究所において、複数の変異を迅速に検出する検査方法の開発
- 国立感染症研究所においてゲノム解析を実施

などに取り組む

新型コロナウイルス感染症（変異株）のスクリーニング体制

- 民間検査機関や大学等と連携して、3月より全ての都道府県でスクリーニング検査を実施。抽出割合を40%程度に引き上げ、全国の監視体制を強化。
- 変異株事例が確認された場合には、検査や積極的疫学調査を強化して、封じ込めを図っていく。
- 3/15-3/21の実施状況は、検査数計2,376件（自治体2,050件、民間検査機関委託326件）
（参考：3/15-3/21の新規感染者数8,014名）



※変異株が確認された自治体においては可能な限り割合をあげてスクリーニングを強化

変異株スクリーニング検査の実施状況【3/15~3/21】速報値

2021/3/31時点

	都道府県	新規感染者数	変異株PCR検査実施件数	変異株PCR検査陽性件数
1	北海道	481	392	90
2	青森県	37	10	0
3	岩手県	23	30	0
4	宮城県	631	124	1
5	秋田県	8	7	0
6	山形県	92	2	0
7	福島県	116	18	0
8	茨城県	215	75	0
9	栃木県	138	26	0
10	群馬県	126	13	0
11	埼玉県	762	43	0
12	千葉県	681	136	16
13	東京都	2108	87	6
14	神奈川県	694	40	5
15	新潟県	92	60	0
16	富山県	9	11	2
17	石川県	8	5	0
18	福井県	7	7	2
19	山梨県	5	4	0
20	長野県	115	64	0
21	岐阜県	31	27	15
22	静岡県	99	13	1
23	愛知県	267	46	0

	都道府県別	新規感染者数	変異株PCR検査実施件数	変異株PCR検査陽性件数
24	三重県	37	27	6
25	滋賀県	50	17	1
26	京都府	73	19	1
27	大阪府	852	187	52
28	兵庫県	431	181	128
29	奈良県	57	14	7
30	和歌山県	24	20	11
31	鳥取県	0	0	0
32	島根県	0	1	0
33	岡山県	41	21	3
34	広島県	22	13	7
35	山口県	7	7	0
36	徳島県	4	24	—
37	香川県	11	5	1
38	愛媛県	10	2	2
39	高知県	3	10	2
40	福岡県	240	153	8
41	佐賀県	20	17	0
42	長崎県	3	5	0
43	熊本県	14	11	0
44	大分県	3	2	1
45	宮崎県	0	0	0
46	鹿児島県	11	3	0
47	沖縄県	256	73	1
	全国	8,914	2,052	369
	民間検査機関		326	15

※ 1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※ 2 速報値のため、**今後、精査が必要な数字**である。※ 3 「陽性件数」は、自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が含まれており、「**実施件数**」と「**陽性件数**」を用いて、**地域の変異株割合を評価することは過大評価となるおそれがあり適切ではない**。※ 4 民間検査機関の件数は、国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの

新型コロナウイルス感染症の変異株症例の退院基準について

- **従来株症例の退院基準**は、**従来株の感染可能期間に関するこれまでの科学的知見^{※1}に基づき**、以下の①、②いずれかを満たした場合としている。

＜従来株症例の退院基準^{※2}＞

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 症状軽快後24時間経過した後にPCR検査等で陰性が確認され、さらにその24時間以後にPCR検査等で再度陰性が確認された場合

※1 従来株については、「**軽症・中等症においては、現行の退院基準（発症日から10日間経過かつ症状軽快後72時間経過）を満たした症例では、退院前のPCR検査の結果によらずこれらの症例からの二次感染のリスクは低い**」とされている。（「発症からの感染可能期間と再陽性症例における感染性・二次感染リスクに関するエビデンスのまとめ」2月18日 国立感染症研究所感染症疫学センター）

※2 有症状かつ人工呼吸器等による治療を行わなかった場合の基準。有症状かつ人工呼吸器等による治療を行った場合は、①の「10日間」を「15日間」とし、②は同様としている。

- 一方で、変異株の症例については、そのまん延防止のため、原則入院の扱いとした上で、**退院基準は**、PCR等検査で2回の陰性を確認すること（従来株の**退院基準のうち②**）としている。（令和2年12月23日事務連絡）
- 変異株については、その**感染性の高さが感染可能期間の長さに起因する可能性**が指摘されており（ウイルスが検出されなくなるまでの平均期間が従来株より5日程度長いとする研究^{※3}もある。）、**従来株の退院基準のうち①を直ちに適用することは困難**。
- 現在、国立感染症研究所において国内症例の分析を行っており、分析結果を踏まえ、検査を実施せずに退院する場合の基準を早急に検討する。

※3 Kissler, S. M., Fauver, J. R., Mack, C., Tai, C., Breban, M., Watkins, A. E., ... & Grad, Y. (2021). Densely sampled viral trajectories suggest longer duration of acute infection with B. 1.1. 7 variant relative to non-B. 1.1. 7 SARS-CoV-2. *medRxiv*.

新型コロナウイルス変異株流行国・地域への指定について

令和 3 年 3 月 26 日

1. 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」について、現行の 24 か国（※）に加え、以下の 2 か国を指定し、これらの国に対して、英国及び南アフリカ共和国等と同様の水際強化措置を取ることとします。

(1) ウクライナ

(2) フィリピン

(※) 現行 24 か国

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ハンガリー、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

2. 上記 2 か国からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは自宅等で入国後 14 日間の待機をしていただいていたところですが、今後は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくこととなります。

以上

令和3年2月2日
令和3年3月26日最終改正

変異株流行国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（8）」（令和3年2月2日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

国・地域	指定日	3.（2）に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
アイルランド、イスラエル、英国、ブラジル（アマゾナス州）、南アフリカ共和国	令和3年2月2日	令和3年2月5日午前0時
アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル（アマゾナス州を除く）、フランス、ベルギー	令和3年3月2日	令和3年3月5日午前0時
エストニア、チェコ、パキスタン、ハンガリー、ポーランド、ルクセンブルク、レバノン	令和3年3月17日	令和3年3月20日午前0時
ウクライナ、フィリピン	令和3年3月26日	令和3年3月29日午前0時

水際対策強化に係る新たな措置（８）

令和３年２月２日

1. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」（第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 6 月 18 日）資料 2）及び「国際的な人の往来の再開等（第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 7 月 22 日）資料 3）」に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、双方の取り決めに基づき、例外的に入国を認め（レジデンストラック）、14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形で行動制限を一部緩和（ビジネストラック）し、並びに、「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可してきたところであるが、引き続き、当分の間、これらの仕組みによる新型コロナウイルス変異株流行国・地域（以下「変異株流行国・地域」という）からの新規入国を拒否する。

2. 変異株流行国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の 14 日間待機緩和を認めてきたところであるが、引き続き、当分の間、この仕組みによる変異株流行国・地域からの帰国者及び再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

3. 検疫の強化

- (1) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、引き続き、当分の間、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。
- (2) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。なお、検査証明を帰国時に提出できない日本人については、帰国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所

が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。

(注 1) 上記 1～3 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置」(令和 2 年 12 月 23 日)

及び「水際対策強化に係る新たな措置 (2)」(令和 2 年 12 月 25 日) は、廃止する。

(注 2) 変異株流行国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

(注 3) 上記 1～3 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株流行国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

(注 4) 上記 3 (2) に基づく措置は、令和 3 年 2 月 5 日午前 0 時 (日本時間) から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。

(以上)